

令和7年山辺町農業委員会第11回総会 議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日(火) 13時30分～14時30分
2. 開催場所 山辺町役場2階 会議室
3. 出席委員(6人)
 - 2番 佐藤るみ子 3番 垂石 敏子
 - 4番 小関 健登 5番 村山 俊雄
 - 7番 佐藤 政克 8番 鈴木 正志
4. 欠席委員 1番 相澤 富一 6番 彦田 信一
5. 職務により委員会に出席した職員の職名及び氏名
事務局長 牧野 友裕 農地係長 半田 裕美 主査 小関 求
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議第23号 農用地利用集積等促進計画に対する決定について
 - 報告(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について
 - 報告(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 会議の概要

会長	ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第11回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。
事務局長	はい。本日、1番相澤富一委員と6番彦田信一委員が欠席となりますが、出席委員は8名中6名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、鈴木会長にお願いします。
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	それでは、5番村山俊雄委員と7番彦田信一委員よろしくをお願いします。 それでは、議事に入ります。 議第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、資料の3ページをご覧ください。「農地法第3条第1項の規定による許可

申請について」【議第 22 号 29 番～32 番について議案書をもとに朗読】

以上ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願ひします。
無いようなので決を採ります。

議第 22 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願ひします。

次に、議第 23 号に入る前に、当該議案については小関健登委員が借り人となっておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、議事の開始から終了までの間退席をお願ひいたします。関係議案終了後に着席いただきます。

(小関健登委員退席)

では、議第 23 号「農用地利用集積等促進計画に対する決定について」事務局から説明をお願ひします。

事務局

はい、資料の 6 ページをご覧ください。「農用地利用集積等促進計画に対する決定について」【議第 22 号 88 番～111 番について議案書をもとに朗読】

以上ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願ひします。
無いようなので決を採ります。

議第 23 号「農用地利用集積等促進計画に対する決定について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願ひします。

次に、報告事項に移ります。

報告事項（1）「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認の報告について」、事務局より説明をお願ひします。

事務局

はい、資料 11 ページからご説明いたします。「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認の報告について」【報告（1）26 番～27 番について議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。
無いようです。

次に、報告（2）「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、資料の 12 ページからご説明いたします。「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」【報告（2）26 番～30 番について議案書をもとに朗読】

議長

以上で報告を終わります。

これについて何か質問等ございますか。
無いようです。

それではその他に入ります。（1）当面の日程について、事務局より説明をお願いします。

はい。【当面の日程（12 月～2 月まで）について、事務局説明】

他に何かありませんか。

無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。